

議案第34号

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により
議会の議決を求める。

令和4年2月22日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

国民健康保険支払準備基金の処分の取扱いを見直し、国民健康保険財政の
円滑な運営を図るため。

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

石岡市国民健康保険条例（平成17年石岡市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 国民健康保険税の負担軽減及び負担の平準化を図るための財源に充てるとき。
- (2) 国民健康保険の事業費納付金及び保険給付費の支払に困難を生じたとき。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。